

東北町自主放送設備改修業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、東北町自主放送設備改修業務委託の受託候補者を選定するため、公募型プロポーザル方式により提案を募集し、価格のみならず技術力、実施体制及び提案内容等を総合的に評価し、適した事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

東北町自主放送設備改修業務委託

(2) 業務内容

東北町自主放送設備改修業務委託仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月25日まで

(4) 業務委託上限額

59,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 選定方式

(1) 公募型プロポーザル方式とする。

(2) 本プロポーザルは、価格のみの競争ではなく、提案内容、業務実施能力、業務実績、実施体制等を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 国及び青森県、東北町発注の契約に係る入札指名停止処分を受けていないこと。

(3) 地方公共団体等が発注する同種・類似業務を受託し、完了した実績があること。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以

下同じ。)

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者。

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上相応しくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者。

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用して
いる者

ケ 東北町暴力団排除条例（平成23年条例第17号）による排除措置を受けている者。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て等がなされていないこと。

(6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。

(7) 本業務を履行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができるとともに、本業務を円滑かつ確実に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

(8) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(9) 保守等の即応性の観点から参加申込書提出時点で、青森県、岩手県、秋田県又は宮城県内のいずれかに保守拠点が存在すること。

5 スケジュール（予定）

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

項 目	日 程
プロポーザル公告	令和 8 年 4 月 2 4 日（金）
実施要領等の配布	令和 8 年 4 月 2 4 日（金）～ 令和 8 年 5 月 1 5 日（金）
質問書の提出期限	令和 8 年 5 月 1 5 日（金）
参加申込書等の提出期限	令和 8 年 5 月 1 8 日（月）
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 5 月 2 5 日（月）
審査（プレゼンテーション）	令和 8 年 6 月 2 日（火） 予定
審査結果の通知	令和 8 年 6 月 5 日（金） 予定
委託契約締結	令和 8 年 6 月中旬 予定

6 公告等

（1）公告開始日

令和 8 年 4 月 2 4 日（金）

（2）公告方法

東北町公式ホームページへの掲載

URL <https://www.town.tohoku.lg.jp>

（3）実施要領等

配布期間：令和 8 年 4 月 2 4 日（金）～令和 8 年 5 月 1 5 日（金）
（土日・祝日を除く、午前 8 時 3 0 分～午後 5 時まで）

※なお、実施要領等については、東北町ホームページからダウンロードできる。

7 質問と回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおり行うものとする。

（1）質問の受付期間

公告の開始日から令和 8 年 5 月 1 5 日（金）午後 5 時まで（必着）

（2）提出方法

質問については、質問書（様式第 4 号）に質問内容を記載し、電子メールにより、東北町役場企画課へ提出すること。

アドレス：kikaku@town.tohoku.lg.jp

なお、質問書の提出後は、確認のため、併せて電話による連絡確認を行うこと。

（3）回答方法

質問書の提出があったときは、参加申込書を提出している事業者に電子メールより回答する。

※質問のあった事業者名は公表しない。

(4) 現地調査

参加申込者は、企画提案書等の作成のため、現地調査を行うことができる。現地調査を希望する場合は、質問受付期限までに事務局担当課へ連絡し、日程調整の上、実施するものとする。

なお、現地調査は設備等の確認を目的とするものであり、業務内容に関する質問は質問書により行うものとする。また、現地調査に係る費用は参加申込者の負担とする。

8 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加申込する場合は、次のとおり行うものとする。

(1) 提出期限

令和8年5月18日(月)午後5時まで

(2) 提出書類

ア 参加申込書 (様式第1号)

イ 会社概要届 (様式第2号)

ウ 業務実績調書 (様式第3号)

エ 参加申込書届出時点で東北町の入札資格者名簿に登録が無い場合は次の書類も併せて提出すること。

(ア) 経営状況調書 (様式第7号)

(イ) 決算報告書 (写) ※ (様式任意)

(ウ) 登記簿謄本 (写) ※ 3ヶ月以内のもの

(エ) 納税証明書 (写)

※本店所在地分(最新のもの)：法人税、消費税、
法人事業税、法人県民税、法人市町村民税、固定資産税

(3) 提出方法

提出書類を東北町役場企画課へ持参または郵送(提出期限までに必着)により提出すること。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年5月25日(月)午後5時まで

(2) 提出書類

ア 企画提案書 (様式第5号) 正本1部、副本6部

東北町自主放送設備改修業務委託仕様書を参考に、分かりやすく具体的に記載すること。ただし、仕様書に示していない内容でも、当町にとって有益と思われるものについては、積極的に提案すること。

企画提案書(様式第5号)以外の提案様式は任意とするが、A

4 サイズ縦（必要に応じてA3サイズの綴じ込みも可）・左綴じで作成し、表紙・目次を含めて25ページ以内（両面プリント可）とすること。

また、提案書に最低限必要な項目は以下の（ア）～（カ）とする。

- （ア）会社概要・業務実績
- （イ）業務の実施方針
- （ウ）業務実施体制
- （エ）業務工程表
- （オ）自主放送設備（議会中継含む）改修に関する提案
（システム・機器構成、操作・機能性、拡張性など）
- （カ）セキュリティ対策
- （キ）保守及び運用体制

イ 設備改修に係る見積書（様式任意）正本1部、副本6部

積算根拠、内訳が分かるように記載すること。なお、受託候補者に選定されたときに、当該見積額を契約額として確約するものではない。

ウ 保守点検等に係る見積書（様式任意）正本1部、副本6部

令和9年度以降の保守点検等の業務委託料（年額）については、「2（4）業務委託上限額」の範囲外として提案し、積算根拠、内訳が分かるように記載すること。

※保守点検等に係る参考見積書は以下の点を踏まえ作成すること。

（ア）受注者は当該設備に対して定期点検保守を1年に1度実施すること。

（イ）臨時対応

①異常及び故障等を発見・発生した場合、速やかに技術員を派遣して修理等の処置を講ずること。

②保守点検の結果、異常及び故障等を発見したときは、速やかに当該設備の管理者に連絡し、発注者と協議の上、修理等の処置を講ずること。

（ウ）消耗品付部品

①消耗部品の取替え・修理等は、受注者の負担とする。

②消耗部品以外の機器部品修繕は、発注者の負担とする。

（3）提出方法

提出書類を東北町役場企画課へ持参または郵送（提出期限までに必着）により提出すること。

10 審査に関する事項

(1) 審査方法

ア 東北町自主放送設備改修業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要領によって構成する審査会において審査する。

イ 提出された参加申込書類、企画提案書類及びプレゼンテーション内容から、「10(2) 評価基準」により評価を行い、受託候補者を選定する。

ウ 4者を超える参加申込があったときは一次審査により、評価点の高い上位4者を二次審査対象者（以下「企画提案者」という。）とする。

なお、参加申込者が4者以下の場合は、一次審査は実施せず参加資格を有する全ての参加申込者を二次審査の対象とする。

エ 一次審査（企画提案者の選定）

参加申込のあった者について、提出された参加申込書類及び企画提案書類を審査委員会において精査し、企画提案者を選定する。

また、一次審査の選定結果は、すべての参加者に通知する。

なお、選定結果等についての問い合わせ及び異議申立ては、一切受け付けない。

オ 二次審査（受託候補者の選定）

一次審査を通過した者に対して、既に提出された企画提案書等について、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、各審査員の評価点の合計が最も高い者を受託候補者として選定する。

なお、一次審査の時点において、参加者が1者の場合でも二次審査を実施し、最低基準点（満点の6割）以上の場合は、受託候補者として選定する。

(2) 評価基準

項番	評価項目	評価基準	配点	評価区分
1	会社概要・業務実績	会社の事業状況、組織体制、同種・類似業務の受注実績など	5点	一次審査 二次審査
2	業務実施方針	当町の現状並びに地域性等を踏まえた提案となっているか	5点	
3	業務実施体制	統括責任者又は担当技術者の同種・類似業務の業務実績等	5点	
4	業務工程	本業務の基本的な考えに基づき、妥当な工程となっているか	5点	
5	自主放送設備（議会中継含む）改修に関する提案	仕様書に沿った具体的かつ妥当な提案がされているか	10点	
6		操作方法はシンプルであり、専門知識の無い職員でも扱いやすく、誤操作の生じにくいものであるか	10点	
7		トラブルを未然に防ぐ対策が講じられており、長期運用に耐えうる安定的なシステムであるか	5点	
8		その他独自のセールスポイント、将来的な拡張性や当町にとって有益な機能等が提案されているか	10点	
9	セキュリティ対策	提案するシステムに必要な十分なセキュリティ対策が講じられているか	10点	
10	保守及び運用体制	無償保証期間を含め、定期保守の内容及び機器等故障時の対応方針は具体的かつ妥当か。また、日常点検は、職員が容易に行えるものか	10点	
11	設備改修に係る見積価格	導入コストは妥当か	5点	
12	保守点検等に係る見積価格	ランニングコストは妥当か	10点	
13	プレゼンテーション ・ヒアリング	提案の説明能力、本業務への意欲・姿勢、質疑に対応する応答	10点	二次審査

(3) プレゼンテーション・ヒアリング

ア 開催予定日：令和8年6月2日（火）予定

イ 開催場所：東北町役場本庁舎内（予定）

ウ プレゼンテーション及びヒアリングの内容

提出された企画提案書等に基づき、非公開でプレゼンテーション・ヒアリングを行う。

(ア) 所要時間

準備	5分程度
プレゼンテーション	20分以内
ヒアリング	10分程度
片付け	5分程度

(イ) 内容

企画提案書等の説明

(ウ) 出席者

3人以内とする。

(エ) 使用機器等

パソコン等を使用する場合は、企画提案者が持参し、スクリーン及びプロジェクター、ケーブル等は町が準備する。

※パソコン等を使用する場合は、事前に連絡すること。

(オ) その他

プレゼンテーションで使用する書類は、審査のために提出された企画提案書等とする。追加資料等の提出は認められない。

二次審査の開催時間及び会場等の詳細は、あらためて企画提案者へ通知する。

(4) 審査結果

ア 審査結果は、後日、二次審査に参加した全ての企画提案者に書面で通知する。また、その結果を町ホームページで公表する（審議内容、各委員の評価内容・採点結果については公開しない）。

イ 審査結果に関する問い合わせ及び意義申立ては、一切受け付けない。

(5) 受託候補者の決定及び契約の締結

ア 町から通知を受け決定された受託候補者は、契約の締結に向けて町と協議し、両者の合意により契約の締結を行うものとする。

イ 受託候補者は、契約に向け優先的に契約交渉を行うものであるため、企画提案された内容が契約内容となるものではなく、また、本業務に係る契約を保証するものではない。

1 1 契約等に関する事項

- (1) 契約は、二次審査により選定された受託候補者と町において業務委託に係る協議を行い、その内容についての協議が整った時点で当該業務の詳細な仕様書を作成し、その仕様書に基づく見積書を徴収し地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の定める随意契約に基づき締結することを原則とする。

なお、契約にあたり、本業務の目的を達成するため、必要な範囲において受託候補者との協議により、業務等を追加、変更または削除することがある。これにより、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

- (2) 失格その他の理由により受託候補者との契約が不可能となったときは、二次審査において、次点となった企画提案者と順次協議を行うこととする。

1 2 失格要件

- (1) 参加資格の要件を満たしていないと判断した場合。
- (2) 提出された書類に虚偽の記載をした場合。
- (3) 参加申込書の提出後、提出期限内に企画提案書等を提出しなかった場合。
- (4) 業務委託上限額を超過して見積りを行った場合。
- (5) プレゼンテーションを欠席、または指定した時刻に遅刻した場合。
- (6) 本公募型プロポーザル実施要領における諸条件に違反した場合。
- (7) その他著しく信義に反する行為があった場合。

1 3 留意事項

- (1) 応募に係る費用等は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1提案者につき1案とする。
- (3) 提出期限後の企画提案書等の修正または変更は、認めない。
- (4) 提出された企画提案書等の書類は、返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等の著作権は提出者に帰属するものとし、無断で使用することはない。ただし、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書の複製、記録及び保存を行う。
- (6) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、事前に連絡のうえ、辞退届(様式第6号)を提出すること。
- (7) 二次審査の結果(企画提案者、点数、順位)は公表する。ただし、企画提案者については最高点の評価により優先的に交渉を行う候補者及び次点の候補者以外の公表は行わないものとする。

(8) この実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、東北町財務規則（平成17年3月31年規則第51号）等の関係法令の定めによるものとする。

1.4 事務局担当課

〒039-2492 青森県上北郡東北町上北南四丁目32番地484

東北町企画課

電話：0176-56-3111 内線217

FAX：0176-56-3110

電子メール：kikaku@town.tohoku.lg.jp

ホームページ：<https://www.town.tohoku.lg.jp>

附 則

この要領は、令和8年4月24日から施行し、令和9年3月31日までとする。